

ユース等育成選手規程

一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟
2013年4月8日制定・施行
2014年11月28日一部改正
2015年11月28日一部改正
2016年12月9日一部改正
2017年12月1日一部改正

(目的)

第1条 パラリンピックを目指すユース等若い世代の選手育成を目的とし、合宿への参加、ユース等対象の国際大会派遣などの機会をつくるとともに、競技力の向上だけでなく、代表選手としての心構え、競技規則やクラス分け、ドーピング等の理解等を通して、将来の日本代表選手としてのレベルアップを目指す。

(対象)

第2条 育成選手はS指定選手、A指定選手及びB指定選手に分類し、次の各号のすべてを満たす者を育成S指定選手又は育成A指定選手とする。

- (1) 一般社団法人日本身体障がい者水泳連盟（以下「JPSF」という。）会員登録者で1月1日現在、満10歳以上満22歳以下であること。又は、23歳以上で受傷後の年数などが浅くJPSF会員登録5年以内の選手であって、地域エリア発掘担当者の推薦があること。
- (2) 世界パラ水泳連盟（以下「WPS」という。）公認及びJPSF主催・公認長水路大会の記録が別表の標準記録を突破していること。
- (3) ステータスJR以上のクラスを持っていること。
- (4) 将来も含め国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）ライセンス登録の意思のあること。
- (5) 健康上の問題がなく、競技水泳を行う上で心身ともに適した状態であること。
- (6) アスリートとして、礼儀と規律を遵守できること。
- (7) 20歳未満の者は、保護者の承認が得られること。

2 前項のうち第3号を除く各号を満たし、かつ別表の標準記録を突破している者を、育成B指定選手とする。

(選考及び登録)

第3条 育成S指定選手及び育成A指定選手の取り扱いは、次による。

- (1) 決定は毎年1月1日付で行い、同年12月31日まで有効とする。前年の1月1日から11月30日までの記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査し、決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。
- (2) 審査決定は、申請書提出ののち育成指定選手選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。なお、選考委員会は「国際大会強化指定選手規程」にある選考委員会をもって充てる。
- (3) 決定された選手は、JPSF育成S指定選手又は育成A指定選手として登録される。

(4)育成指定選手の決定にあたっては、選手から健康状態が分かる資料等の提出を求め、判断する。

(5)1年間の登録料は、常務理事会で決定する。

2 育成B指定選手の取り扱いは、次による。

(1)決定は毎年1月1日付で行い、同年12月31日まで有効とする。前年の1月1日から11月30日までの記録に基づいて、別に定める日までに申請があった者を審査し、決定する。ただし、追加の審査・決定を妨げない。

(2)審査決定は、申請書提出ののち選考委員会において行う。

(3)決定された選手はJ P S F 育成B指定選手として登録される。

(4)育成B指定選手の決定にあたっては、選手から健康状態が分かる資料等の提出を求め、判断する。

(5)1年間の登録料は常務理事会で決定する。

(6)育成B指定の選手数は、予算や諸条件を勘案し、選考委員会でその都度決定する。

(取り消し)

第4条 J P S F が、登録されたS指定選手、A指定選手若しくはB指定選手において第2条で定める条件を満たさないと判断したとき、又はクラス変更や医学的問題が生じた場合は、登録を取り消すことができる。

(活動)

第5条 育成A指定選手は、J P S F が実施する次の事業に参加する。参加に要する費用は自己負担とする。ただし、助成金等により負担が軽減される場合がある。

(1)指定選手合宿（人数・対象などその都度決定）

(2)J P S F の派遣する国際大会への参加（参加条件はその大会ごとに設定する。）

(3)地域エリアごとの事業

(遵守事項)

第6条 育成選手は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。遵守できない場合は書面によりその理由を申し出て、承認を得なければならない。

(1)指定された合宿等の事業への参加

(2)指定された国内競技会等への参加

(3)指定された連盟等行事への参加協力

(4)マスコミなどから取材がある場合の事前届出

(5)自己競技力向上プランの定期的な置き換え及び練習状況の報告

(6)健康など医学的状況変化の報告

(7)アンチ・ドーピングに関する規程

(8)I P C、W P S、J P S F、世界水泳連盟（F I N A）、日本水泳連盟等の規則

附 則

この規程は、平成25年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月9日から施行する。

附 則

この規程は、2017年12月1日から施行する。

常任理事会決定事項（平成28年12月9日）

ユース等育成選手規程3条にある登録料は次のとおりとする。

育成指定選手：10,000円

ライセンス登録の有無に係わらず同額とする。

（参考）以前の決定事項

平成25年4月8日常任理事会決定

育成A指定選手は8,000円（IPCライセンス登録料3,000円を含む。）

育成B指定選手は3,000円

（IPCライセンス登録をする者は、別途3,000円が必要）

地域エリアと責任者

東エリア（主に静岡県以東）——————杉内周作

西エリア（主に中部・近畿・中四国の一部）——滝元良一

南エリア（主に九州・中四国の一部）————川越美希

（選手の所属地域エリアについては、選手・コーチの交通至便などから弾力性をもって取り扱う。）